

第 50 回道新ボランティア奨励賞 募集要領

1 趣 旨

「道新ボランティア奨励賞」は、1977 年（昭和 52 年）に北海道新聞社会福祉振興基金の使命である地域福祉活動の充実・推進を目的として制定された。第 49 回までで受賞団体は 465 団体となり、受賞後も各地でボランティア活動の推進役として活躍している。

今日ではボランティア活動も多種多様となり、直接の福祉分野の取り組みだけでなく、保健、環境、自然保護、スポーツ、文化、観光、国際交流、防災などの取り組みから地域福祉に寄与している実践団体も増えてきている。

そこで、本奨励賞では地域福祉の充実を中心として、様々な形で社会福祉の向上に寄与する活動を行っているボランティア活動グループ・団体に対し、第 50 回道新ボランティア奨励賞を贈呈し道内のボランティア活動の振興を図ることを目的とする。

2 奨励賞の種類および贈呈金額

- 1) 一般奨励賞 1 件 25 万円
 - 2) 特別奨励賞 1 件 30 万円
- 計 8 団体程度に贈呈する

3 奨励賞の対象となるグループ・団体

【一般奨励賞の部】

- 1) 2026 年 4 月 1 日現在で、過去 5 年以上福祉分野での活動（地域での福祉活動、施設での福祉活動）または、地域福祉の向上に寄与する活動を継続して行っているグループ・団体
- 2) NPO 法人については、法人認証前の取り組み期間を含め、介護保険事業、行政委託事業などの公費が財源となっている事業を除くボランティア活動を、2026 年 4 月 1 日現在で過去 5 年以上継続している団体。ただし収益の高い事業は対象外とする。

【特別奨励賞の部】

- 1) 2026 年 4 月 1 日現在で、過去 5 年以上市町村内や道内の個別ボランティアグループを取りまとめる広域のボランティア組織
 - 2) 近年、特別奨励賞に値する顕著な活動や他の模範・先駆けとなる活動をしているボランティア団体
- 他の模範・先駆けとなる団体の例**
- ・地域内外のボランティア団体や関係機関（社協、自治体、NPO 等）をつなぎ、ネットワークの形成や協働の推進などにより、広域的な福祉活動の基盤強化に寄与している団体（ボランティア団体と関係機関などをつなぐ中間支援組織を含む）
 - ・現行の福祉制度では十分な対応が困難な課題（ヤングケアラー、ひきこもり当事者と家族、外国人住民、生活困窮者、介護・障害・貧困・虐待など複合的に絡み合ったもの）に対し、支援に取り組む団体や地域福祉の新たな領域を切り拓いている団体

推薦対象とならない団体

- 1) 当事者団体
- 2) 推薦者（団体）の下部組織団体
- 3) 過去の受賞団体

4 推薦者

道新ボランティア奨励賞の対象団体を推薦できる推薦団体・機関等は次の通りとする。

- 1) 市区町村長
- 2) 市町村教育委員会教育長、小・中・高等学校長、各種学校長、大学学長
- 3) 市区町村社会福祉協議会長
- 4) 社会福祉施設長
- 5) 北海道老人クラブ連合会長、北海道身体障害者福祉協会会長、北海道視力障害者福祉連合会長、北海道手をつなぐ育成会長、北海道肢体不自由児者福祉連合協会会長、北海道障がい者スポーツ協会会長、北海道ろうあ連盟理事長

- 6) 北海道NPOサポートセンター理事長
 - 7) 市町村公民館等社会教育関係施設長
 - 8) その他、上記5) 団体のブロック（旧支庁地区）・市町村組織の長
- 上記団体・機関以外からの推薦は審査の対象外とする。

5 推薦方法

- 1) 推薦者は、推薦する団体の概要を別紙「第50回道新ボランティア奨励賞候補推薦書」に記載し、地元の市区町村社会福祉協議会に提出するものとする。各市区町村社会福祉協議会は提出された推薦書を北海道社会福祉協議会 北海道ボランティア・市民活動センター「道新ボランティア奨励賞事務局」へ提出する。
- 2) 推薦する団体は現在も活動を継続しているもので、概要は 2026年4月1日現在により推薦書に記載すること。
- 3) 推薦区分は「一般奨励賞」「特別奨励賞」とする。
- 4) 推薦書に、推薦する団体の活動の様子がわかる映像・音声資料、パンフレット、広報紙等があれば添付すること。
- 5) 推薦者は推薦書の記載内容について確認の上、必ず推薦者の意見を記載すること。
- 6) 各推薦者の推薦については、一般奨励賞、特別奨励賞を問わず原則1団体までとする。ただし市区町村社会福祉協議会においては複数の団体を推薦できるものとする。
- 7) 推薦書及び添付された資料等は返却しない。

6 推薦書の提出期日

- 1) 推薦者から地元の市区町村社会福祉協議会への提出期限
2026年5月18日(月) 当日消印有効
- 2) 各市区町村社会福祉協議会から北海道ボランティア・市民活動センターへの提出期限
2026年5月25日(月) 当日消印有効

7 受賞団体の決定

受賞団体の審査・選考は、道新ボランティア奨励賞規程第4条に基づき、道新ボランティア奨励賞審査会が行い決定する。

8 受賞団体の発表、贈呈式

- 1) 受賞団体の発表は7月中旬に、北海道新聞紙上で行う。
- 2) 第50回道新ボランティア奨励賞の贈呈日程等の詳細は受賞団体に別途案内する。

9 個人情報の保護について

本奨励賞への推薦を通じて得た個人情報は、選考作業やグループ・団体への連絡等、本事業の遂行に必要な範囲で利用する。

なお、受賞団体については、団体名・代表者名、活動内容、贈呈金額等を公表する場合がある。

10 その他

- 1) 推薦書の記載については、別紙「第50回道新ボランティア奨励賞候補推薦書記載上の留意事項」を参照すること。
- 2) その他の取り扱いについては「道新ボランティア奨励賞規程」によるものとする。

11 問い合わせ先

北海道社会福祉協議会 北海道ボランティア・市民活動センター
(地域福祉部 地域福祉課) 【担当：寺井】
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2. 7内
TEL：011-271-0683 FAX：011-271-3956

「第 50 回道新ボランティア奨励賞候補推薦書」記載上の留意事項

1 推薦書記入にあたって

推薦書の提出に際しては、必ず募集要領をお読みください。

2 推薦書記入時の留意点

- (1) 推薦書は所定の様式を使用してください。
推薦書様式は北海道社会福祉協議会ホームページ（<https://www.hokkaidoshakyo.jp/>）及び北海道新聞社会福祉振興基金ホームページ（<https://fukushi.hokkaido-np.co.jp/>）より Excel 形式にてダウンロード可能です。
- (2) 推薦区分は「一般奨励賞」、「特別奨励賞」のいずれかを○で囲んでください。
- (3) 2026 年 4 月 1 日時点での情報を記入してください。
- (4) 「収入財源」は、原則として、2025 年度決算を記載してください。
助成金収入がある場合は、2025 年度助成内容と金額が整合するよう留意してください。
- (5) 2026 年度の主な活動内容や回数は、箇条書きで記入してください。
下段の過去 5 年間に実施した主な活動の内容は、事業ごとに記入してください。
- (6) 必要事項は、必ず推薦書様式の所定の欄に記入してください。別紙への記入は認められません。
- (7) 推薦される団体の活動の様子がわかる映像・音声資料、パンフレット、広報紙等があれば添付してください。なお、添付資料等は返却いたしませんので、ご承知おきください。
また、(6)にあるように、推薦書に記入すべき事項を別添資料で代替することはできません。

3 推薦について

- (1) ボランティアグループ・団体は推薦を受ける側であり、社会福祉協議会、福祉施設等が推薦団体となりますので、ご承知おきください。
- (2) 推薦者は推薦書の記載内容について確認の上、必ず推薦者の意見を記入してください。
- (3) 推薦書は郵送のみの受付となりますのでご注意ください。

4 推薦書の提出期限

- (1) 推薦者から地元の市区町村社会福祉協議会への提出期限
2026 年 5 月 18 日（月）当日消印有効とします。
- (2) 各市区町村社会福祉協議会から北海道ボランティア・市民活動センターへの提出期限
2026 年 5 月 25 日（月）当日消印有効とします。

北海道社会福祉協議会 北海道ボランティア・市民活動センター
(地域福祉部 地域福祉課)
〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 かでる 2. 7 内
TEL (011) 271-0683 FAX (011)271-3956

道新ボランティア奨励賞について

道内の恵まれない人たちへの社会福祉事業を、道民みんなの善意と協力によって盛り上げていこうと 1965 年（昭和 40 年）4 月、財団法人北海道新聞社会福祉振興基金が設立されました。

以来、道民のみなさまの暖かいご協力とご理解によって、善意の寄付は、すでに 42 億円に達しています。寄付金は福祉施設の建設、増改築などに長期低利で融資しているのをはじめ、母子家庭や児童養護施設などから高校へ通う生徒に対しての奨学金助成、歳末たすけあい助成金等広い範囲に活用されています。

これらの事業のほかにも、当基金の使命である地域福祉活動をさらに充実させるため、1977 年度（昭和 52 年度）から「道新ボランティア奨励賞」を設け、ボランティア活動を支援しています。

奨励賞はいわゆる顕彰ではなく、あくまでも助成、奨励を目的としたもので、これをきっかけに道内におけるボランティア活動の輪が広がり、地域住民の福祉への関心が一段と高まると同時に、道民の福祉活動への積極的な参加促進を期待しています。

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日

公益財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金
理事長 堀井友二

道新ボランティア奨励賞規程

公益財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金
株式会社 北海道新聞社
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

(目的)

第1条 道新ボランティア奨励賞(以下「奨励賞」という)は、北海道新聞社会福祉振興基金(以下「道新福祉基金」という)が積極的にボランティア活動を行っているグループに贈り、その活動を奨励するとともに本道の社会福祉の向上を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 奨励賞は、一般奨励賞として、道内で社会福祉分野、及び市民活動分野で過去5年以上、積極的にボランティア活動を推進してきたグループで、現在も活動しているもの。また、特別奨励賞として、個別のボランティアグループをとりまとめた広域ボランティア等の組織についても、選考のうえ贈呈する。原則として、個人は対象としない。またNPO法人については介護保険事業等の公費が財源の一部となっている事業、収益性の高い事業を除く福祉関係等のボランティア活動の取り組みを対象とする。

(推薦方法)

第3条 北海道社会福祉協議会は、第2条に該当するグループの推薦書を取りまとめ、道新福祉基金に推薦するものとする。

(選考方法)

第4条 贈呈対象の審査、選考については、道新ボランティア奨励賞審査会(以下「審査会」という)が行い決定する。

(審査会の構成と運営)

第5条 審査会は、北海道新聞社、道新福祉基金、北海道社会福祉協議会など関係団体代表および学識経験者等の委員をもって構成し、審査会の運営については、別途定める。事務局は、道新福祉基金に置く。

(発表・贈呈)

第6条 贈呈対象の発表は、北海道新聞紙上で行い、全道のボランティア活動行事の席上で贈呈する。

(金額)

第7条 奨励賞の贈呈金額は、一般奨励賞については1件 25万円、特別奨励賞については1件 30万円とし、原則として10件以内とする。

(使途報告義務)

第8条 奨励賞を受けたものは、その使途と成果についての報告書を、別に定める様式により道新福祉基金に提出しなければならない。

(その他)

第9条 同一団体に対する奨励賞は、原則として1回限りとする。